

公益財団法人広島市農林水産振興センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人広島市農林水産振興センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広島市における農林水産業等の振興を図るとともに、農山漁村地域の持つ公益的機能を活用した事業を推進し、もって活力ある農山漁村地域の確立と健康で豊かな市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農林水産業の振興に関する指導及び普及啓発
- (2) 農林水産業に関する調査及び試験研究
- (3) 水源涵養、緑地保全等公益的機能の活用に関する指導及び普及啓発
- (4) 農山漁村地域の担い手の育成及び指導
- (5) 農地利用集積円滑化に関する事業
- (6) 水産資源の維持増殖に必要な重要魚介類等の種苗生産
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号に掲げる事業は、主として広島市の区域において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種類)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 広島市から出えんされた財産のうち基本財産の部に記載する財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産については、適正な維持管理に努めなければならない。

- 2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分し、担保に供し、又は基本財産から除外しようとする場合には、あらかじめ理事会の決議を経て、評議員会の決議を得なければならない。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長がこれを管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関の定期預貯金への預入れ、信託会社への信託又は国債若しくは公債の購入その他確実な方法で保管しなければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書等については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項に規定する書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 理事長は、第1項の事業計画書及び収支予算書の写しを毎事業年度の開始の日の前日までに広島県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号に掲げる書類については定時評議員会に提出の上、同項第1号に掲げる書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、この定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 理事長は、第1項各号及び前項各号に掲げる書類の写しを毎事業年度の終了後3か月以内に広島県知事に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定等)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、これを前条第3項第4号に掲げる書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

- 第12条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、当該事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経るとともに、評議員会に報告しなければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けをしようとするときは、理事会の決議を経るものとする。
 - 3 前2項の決議は、議決に加わることができる理事の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に、評議員5人以上10人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次に掲げる要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 次のアからカまでのいずれかに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ウ 当該評議員の使用人
 - エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - オ ウ又はエに掲げる者の配偶者
 - カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする

もの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(7) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事若しくは監事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事長は、評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。

（評議員の任期）

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第16条 評議員に対して、各事業年度において1人当たり総額20,000円を超えない範囲の額の報酬を支給することができる。

2 評議員に対しては、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に規定する事項に関し必要な事項は、評議員会の決議により定める。

第5章 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額の決定
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準の決定
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所及び目的である事項を書面等をもって通知しなければならない。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから互選により選出する。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条第1項各号に規定する定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任するものとする。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が、評議員の全員に対して、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録には、議長、会議に出席した評議員のうちからその会議において選出された議事録署名者2人及び会議に出席した理事が、記名押印しなければならない。

第6章 役員等

(役員の設定)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人を常務理事とする。

- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する代表理事とし、同項の常務理事をもって一般社団・財団法人法第197条において準用する一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

（役員を選任）

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事長は、理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を広島県知事に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求し、又は招集すること。
- (6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第31条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第27条第1項各号に規定する定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第33条 理事及び監事に対しては、報酬を支給することができる。

2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に規定する事項に関し必要な事項は、評議員会の決議により定める。

(損害賠償責任の免除)

第34条 この法人は、一般社団・財団法人法第198条において準用する一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる役員（役員であった者も含む。）の損害賠償責任を、一般社団・財団法人法第198条において準用する一般社団・財団法人法第113条に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第37条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、理事長が必要と認めた場合又は法令で定められた場合に開催する。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、理事会の日の1週間前までに、理事及び監事に対して、理事会の日時、場所及び目的である事項を書面等をもって通知しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、常務理事を理事会の議長とする。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第29条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成するものとする。

- 2 理事会に出席した理事長及び常務理事並びに監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 職員

(職員)

第45条 この法人に、その事業を遂行するために必要な職員を置く。

2 職員は、理事長がこれを任免する。

第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。ただし、第3条の目的、第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第49条に規定する公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る規定については、この限りでない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の多数による決議により、第3条の目的並びに第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法に係る定款の規定を変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、広島県知事による同項の認定を受けなければならない。

4 理事長は、定款について前項に規定する変更以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を広島県知事に届け出なければならない。

(合併等)

第47条 この法人は、評議員会の決議を経て、他の一般法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 理事長は、前項に規定する合併等をしようとするときは、あらかじめその旨を広島県知事に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併によりこの法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任規定)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

附 則

- この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- この法人の最初の役員及び評議員は、次の表に掲げる者とする。

(1) 役員

| | |
|---------|--|
| 理 事 長 | 戸 田 均 史 |
| 常 務 理 事 | 泓 田 順 |
| 理 事 | 甲 斐 智 子 吉 川 清 二 倉 本 守 島 本 啓 司 鈴 木 修 治 橋 本 敏 信 福 田 五 郎 向 井 田 輝 紀 |

| | |
|-----|------------------------|
| 監 事 | 井 手 下 文 子 松 若 仁 志 夫 |
|-----|------------------------|

(2) 評議員

| | |
|-------|--|
| 評 議 員 | 浅 枝 俊 治 伊 東 祐 保 栗 栖 昭 河 野 芳 徳 後 藤 慎 太 郎 中 川 和 義 持 田 紀 治 山 本 雅 子 |
|-------|--|

附 則

この定款は、平成25年4月1日から施行する。